

シリーズ Q 防犯

4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます

民法改正により、4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わります。4月1日に18歳、19歳に達している方は、その日から成人となります。

◆成人になると何が変わる？

成人になると、多くのことができるようになります。

- ・一人暮らしのためのアパートを借りる
- ・携帯電話を契約する
- ・クレジットカードをつくる
- ・消費者金融でお金を借りる



など、保護者の同意がなくても、自分一人の意思で様々な契約ができるようになります。

◆「新成人」は悪質業者のターゲットに！

未成年者であれば、保護者の同意がない契約は、原則、取り消すことができます。しかし、成人になると、この「未成年者取消権」がなくなります。

そのため、悪質業者は、契約の知識や経験が少なく、契約を取り消せない「新成人」を狙います。

問合せ 協働推進課

☎35-3412

◎こんな契約トラブルに注意！

①もうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産など)

▲事例▽先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われ、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる情報を記載した90万円の情報商材を契約したが、まったく儲からない。その後、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。



②定期購入

▲事例▽動画投稿サイトの広告を見てお試し300円のダイエットサプリメントを購入。頼

んだ覚えのない2回目の発送連絡があり4カ月分まとめて4万円の請求があった。

◆契約や買い物で「困ったな」と思ったら消費生活センターへお電話ください

保護者も、相談できます。

市消費生活センター ☎35-2030 (平日午前8時30分～午後5時15分)

休日、全国共通のナビダイヤル 消費者ホットライン

☎188をご利用ください。



シリーズ Q ゴみ

SDGsの目標12 「つくる責任・つかう責任」について考えてみませんか？

市で回収をするごみの中には、使えるのに捨てられているものが多くあります。また、資源化できるものが分別されず、可燃ごみや不燃ごみとして多く捨てられています。次の取り組み例を参考に、できることから実践し、SDGs(持続可能な開発目標)の達成を目指しましょう！

◆事業者の取り組み例

- ・使い捨てプラスチックの使用や販売を見直す(木製スプーンや紙製ストローの採用など)
- ・消費者が使い切れる量を購入できるように量り売りやばら売りを実施する
- ・テイクアウト容器を紙製やリユース容器(繰り返し使える容器)に替える
- ・仕入れ量や仕入れ方法の改善を図り売れ残りを減らす

◆一般家庭の取り組み例

- ・使い捨てプラスチック製品(プラ製のスプーンやストローなど)を使用しない
- ・マイボトルを持参しペットボトル飲料の購入を控える
- ・使い捨て製品の使用を控え、長く大切にものを使用する
- ・分別を徹底する
- ・環境に配慮した取り組みをしている事業者を積極的に利用し応援する

◎出前講座実施中です

市では、次の出前講座を実施しています。電話で申し込みができますので、ぜひお問い合わせください。

出前講座のテーマ

- ①ごみ処理の現状と今後の課題
- ②ごみの分け方・出し方
- ③ごみの減量化に向けた取り組み(市の施策や市内事業者の取り組みなどの紹介します)
- ④市民が取り組む快適環境づくり(快適環境づくり市民会議

問合せ 生活環境課

☎35-3138

の活動内容も紹介します。活動への参加者を募集中です。

